

## 六主張論議と審判・会衆の役割

### ——ニヤーヤ学派の新解釈——

小野 卓也

六主張論議 (NBh: *ṣaṭpakṣin-* / VV: *ṣaṭkoṭikah vādaḥ* 六句論議) は、仏教徒とニヤーヤ学派が取り上げる議論の形式で、『廻諍論』、『方便心論』、『ニヤーヤ・スートラ』(ともに 2-3 世紀) に収められている。立論者と対論者が、対立する主張と反論を交互に 3 回ずつ提示するもので、『ニヤーヤ・スートラ』では両者ともに敗北し、『廻諍論』と『方便心論』は対論者の勝利と判定している<sup>1)</sup>。

『ニヤーヤ・スートラ』の六主張論議を論理的に定式化すると下記のようなになる (例えば X = 音声, P = 意欲の直後にあること, Q = 恒常的でないこと)。互いに不確定因を解決せず、自分の結論に用いるため決着しない。しかし、立論者が正しい再反論 (3') で不確定因の疑いを晴らせれば立論者の勝利によって決着する。

- (1) A: X は P だから Q である。何であれ、P であるものは Q である。Y のように。
- (2) B: P だからといって Q とは限らない。確かに Y のように Q のものもあるが、Z のように Q でないものもある。したがって X も、Q か Q でないかは確定できない。
- (3) A: 「X は P だから Q ではない」という主張でも、P であって Q のものも、P であって Q でないものもあるので確定できない。
- ((3') A: X が Q ではない理由が知覚されず存在しないので、Q である。)
- (4) B: (3) から X は Q であると言えるならば、同じく X は Q ではないとも言える。
- (5) A: (2) から、X は Q でないと言えないことになるので他説追認である。
- (6) B: (3) から、X は Q であると言えないことになるので他説追認である。

ヴァーツヤヤーナによれば、(3) と (5)、(4) と (6) には内容の違いがないから双方に「無用な繰り返し (NS 5.2.15)」という敗北の場合が適用される。また、相互に指摘するように、(3) と (4) には「他説追認 (NS 5.2.20)」という敗北の場合が適用される。さらに、(1) と (2) でも、結論を確定できなかったことから誤った理由という敗北の場合が適用される。こうして、どちらの主張も成立せず、両者ともに敗北になるという (NBh 1158.12f)。

六主張論議の六という数について最初に考察したのはジャヤンタバッタ (ca. 900 A.D.) である。彼は主張の応酬が延々と続かずに六主張で終了する根拠として、

「発言の余地 (vacanāvakāśa)」という見解を出した。立論者は反論 (2) の後に、正しい再反論ができるかどうかを、主審 (prānvivāka) によって試される。そこで誤った再反論 (3) を行ってしまった場合、今度は対論者に、その過失を指摘する機会が与えられる。これも失敗に終われば、立論者はもはや自説を繰り返す、他説追認を指摘することしかできない。対論者 B も同様で、これ以降は反論の意欲を失って沈黙するしかないという (NM 676.5ff).

しかしながらジャヤンタバッタの見解では四主張で終わってもよいことになり、最終弁論 (5)・(6) にもまだ発言の余地がある理由が十分に説明されない。また、詭弁 (2) を用いた対論者が、正しい再々反論を行ったとして、それで議論に勝利になるのか、結局引き分けなのかも不明である。

この数字の理由に決定的な回答を与えたのはウダヤナ (1050-1100 A.D.) であった。『ニヤーヤ・スートラ』では六主張論議を列挙する途中で、別のスートラが挿入されている。先行する注釈は何も解説していなかったが、ウダヤナはこの順序に着目し、三～五主張論議も可能という解釈を行う (NP 75.12ff).

続いてウダヤナは、原則として三主張論議で事足りるものを、六主張論議まで延長する理由を探る。ある者たち (kaścit) の説によれば、会衆には知性の違いにより三主張で理解する者もいれば、六主張でやっと理解する者もいる。また性格の違いにより三主張で即座に指摘する厳しい者もいれば、六主張まで待って指摘する優しい者もいるという。しかし、ウダヤナはそのように千差万別では審判の役目を果たさないとあって却下する。ウダヤナの説明は、ジャヤンタバッタと同様、「発言の機会 (avasara)」に基づく。ただし、立論者と対論者のほかに、主審 (anuvidheya) と会衆 (sabhya) にも発言の機会を与える。

会衆の主な役割は「反論すべきものの看過 (NS 5.2.21)」の指摘である。これを指摘するためには、まず先に提出した自分の主張が反論すべきだったこと、つまり過失があったことを認めなければならないため、立論者と対論者が自ら指摘することはありえない。したがって会衆にその指摘が期待される (NP 75.14ff).

「反論すべきものの看過」が起こるのは詭弁 (2) に対する再反論 (3) 以降である。ここで会衆はまず、立論者か対論者のいずれかが、自分の過失を認めることになってでも「反論すべきものの看過」を指摘することを期待する。再反論 (3) で「反論すべきものの看過」が起こっている場合、対論者は再々反論 (4) においてこれを指摘しなければならない。ところが対論者はこれを指摘せず詭弁 (2) の内容を繰り返すと、再々反論 (4) にも「反論すべきものの看過」が生じる。

となれば今度は立論者が最終弁論 (5) においてこれを指摘しなければならない。しかしそれも指摘しないと、最終的に主審が指摘することになる。ところが、主審が指摘し損ねることもある。すると、対論者は最終弁論 (6) を提出するが、もはや内容を問わず、会衆が指摘することで論議は打ち切られる (NP 76.4ff)。

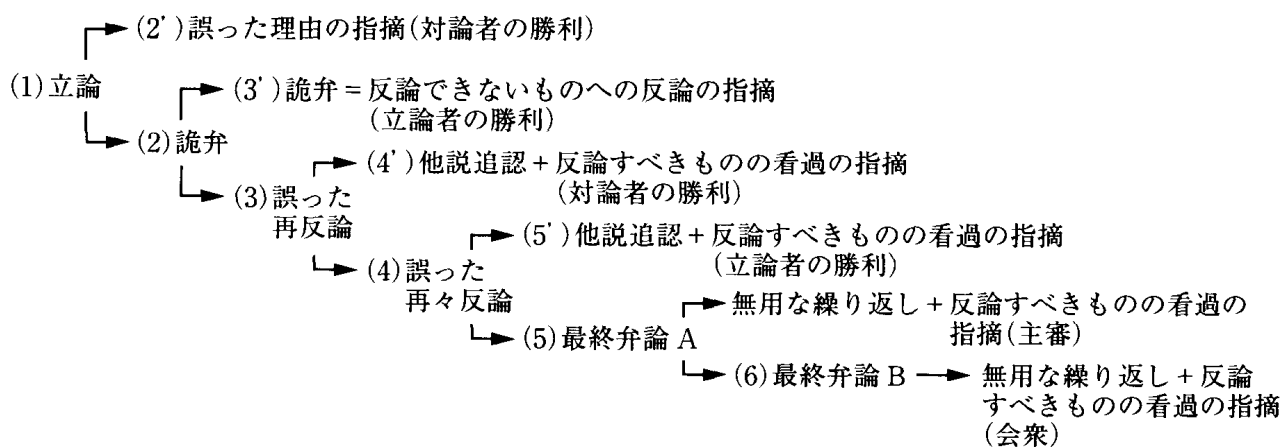
次に議論参加者の発言の優先順位が明らかにされる。まず第一に、両論者が敗北の場合を指摘して議論の終了を請求しなくてはならない。それができなければ主審が代わって行く。それも不可能だった場合は会衆に議論の終了を請求する機会が回ってくる。ウダヤナは六主張で論議を打ち切る役割を会衆に与える。この役割をなさなければ会衆は役目を果たしていないことになるからである<sup>2)</sup>。

問い。それならばどうして、会衆たちに〔終了〕請求の期待があるのか。

答え。議論は彼 [=主審] が主体ではないので、彼ら [=会衆] を立ててから〔進行が〕意図されているから。そしてそれ [=議論] は請求や、両論者が思いつかないことや、誤った議論だと結論することによって成る。そのうち〔再反論の後に〕対論者が〔終了を〕請求すれば三主張論議となり、〔第四主張の後に〕立論者が〔終了を〕請求すれば四主張論議、両者が思いつかないとき、〔第五主張の後に〕主審が〔終了を〕請求すれば五主張論議、〔主審が機会を逃して第六主張があったとき、会衆が〕誤った議論であると結論すれば六主張論議になる (NP 76.12ff)。

以上が六主張になる理由である。「他説追認」と「無用な繰り返し」の敗北の場合は夙にヴァーツヤーヤナから指摘されていたが、これに「反論すべきものの看過」を加え、また「発言の機会」というジャヤンタバッタの見解に基づきながら、指摘すべき人の区別によって六主張を説明した点が新しい。

#### NP における六主張論議のチャート (勝利のための議論)



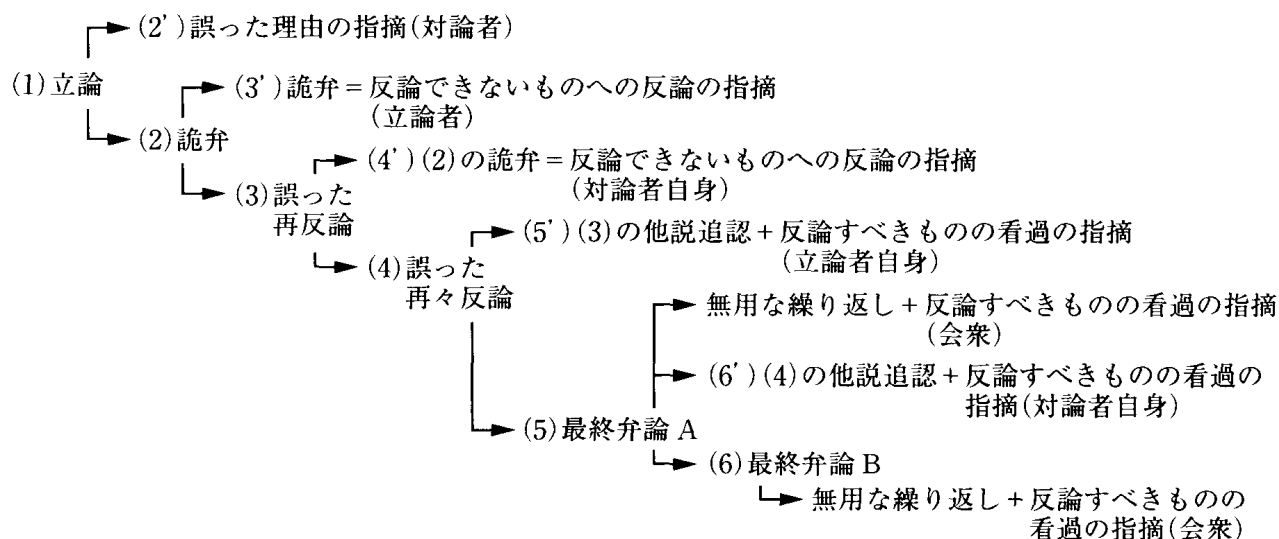
さらにウダヤナは、勝利のための議論だけでなく、真実探究の議論においても考察を進める。起こりうる敗北の場合は同じであるが、再々反論 (4) 以降は指

(228)

## 六主張論議と審判・会衆の役割 (小野)

摘すべき人が相手ではなく本人に替わる。したがって指摘する機会は直後ではなく、再び自分の番になったときである。ただしどちらも過失に気づかないまま議論を進めた場合、会衆が最終的に指摘して議論は終了する。こうして真実探求の議論においても、主張の数は六である (NP 77.1ff).

## NP における六主張論議のチャート (真実探求の議論)



真実探求の議論では、再々反論 (4) 以降で自ら正しい返答に訂正しても問題とされず、その返答があった時点で論議は確定、終了となる。ところが勝利のための議論の場合は、正しい返答に訂正すれば、前の返答と異なるという点で過失となる。ただし、訂正したことを指摘されなければ、たとえ変更したという過失はあろうとも、正しい返答であることには違いがないので勝利となる。このとき会衆に発言の機会はなく、別の返答 (別の主張・別の理由・主張の放棄・主張の破棄, NS 5.1.2-6) を敗北の場合として指摘することはない。ここでも両論者に指摘の機会が1回ずつ与えられており、六主張論議が正当化されている (NP 77.5ff).

## 結論

このように、ウダヤナは六主張論議を従来の「他説追認」と「無用な繰り返し」に加え、「反論すべきものの看過」によって解釈し直し、これらの敗北の場合を軸にして立論者と対論者のほかに、討論会の主審と会衆の「発言の機会」に六という数字の根拠を求めた。そして敗北の場合に該当することを指摘するべき人が指摘しなかった場合、次に指摘するべき人の出番になるという原則に基づいて、六主張論議が再構成された。さらに、もう1つの議論の形式である真実探求の議

論の場合にも言及し、立論者が自ら訂正する場合を想定した。勝敗のための議論で自論を訂正することは過失に当たるが、真実探求の議論では許される。

また、こうしたウダヤナの考察は、直接的な言及はないが、ジャヤンタバッタが提示した「発言の余地」説を発展させたものである。ウダヤナは別の著作でジャヤンタバッタを言及しており<sup>3)</sup>、ここでも何らかの影響があった可能性がある。

六主張論議はもともと、ニヤーヤ学派の先駆者と仏教徒の議論から生まれたものだが、ウダヤナの時代になるとその経緯は忘れ去られ、過去の遺物となっていた可能性が高い。その中でウダヤナは、実際の議論の場面に当てはめて解釈し直すことでこれを生かし、後代の議論学に引き継いだと言えよう。

- 
- 1) Cf. 宇井伯寿「方便心論の註釋的研究」、『印度哲学研究』卷二、岩波書店、1925/1965年、pp.565-567 / 梶山雄一「仏教知識論の形成」、『認識論と論理学(講座・大乘仏教第9巻)』、春秋社、1984/1996年、pp.24-32 / 石飛道子「『廻諍論』の六句論議と『方便心論』」、『龍樹造「方便心論」の研究』、山喜房仏書林、2006年、pp.168-185
- 2) しかし注釈では、さらに会衆が機会を逸してしまった場合は七主張論議などもあるという。あるいは敗北の場合の指摘だけをして第三主張を述べない二主張論議も可能であるという。このようにNPにおけるウダヤナの見解は必ずしも後代に受け入れられたとは限らない。Cf. NPPra 77.14ff
- 3) NVTP 215.20: jarannaiyāyikajayantaprabhṛtīnām....

〈略号および使用テキスト〉

- NP *Nyāyapariśiṣṭa*: Ed. N.C.Vedantatirtha, Calcutta, 1938.
- NBh *Nyāyabhāṣya (Nyāyadarśanam)*: Ed. T.Nyaya-Tarkatirtha and A.Tarkatirtha, Calcutta, 1936. Reprinted Kyoto 1982.
- NM *Nyāyamañjarī*: Vol. 2. Ed. H.P.Malledevaru, Mysore, 1983.
- NVTP *Nyāyavārttikatātparyapariśuddhi*: Ed. A.Thakur. New Delhi, 1996.
- NS *Nyāyasūtra*: in NBh.
- NPPra *Nyāyapariśiṣṭaparakāśa*: in NP.
- VV *Vigrahavyāvartanī*: The Dialectical Method of Nāgārjuna. Ed. E.H.Johnston and A.Kunst. Delhi, 1978/1990.

〈キーワード〉 六主張論議, 詭弁, 敗北の場合

(東京大学大学院博士課程満期退学)